

事業所内公正採用選考・人権啓発担当者制度について

目 次

1.	制度の概要について	・・・	1
2.	事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の役割について	・・・	2
3.	企業訪問について	・・・	3
4.	事務手続（関係書類）について	・・・	4
5.	企業内人権啓発にかかる彦根市の支援策について	・・・	5

【発行・問い合わせ先】

彦根市 企画振興部 人権政策課

T E L : 0749-30-6115

F A X : 0749-24-8577

E-mail : jinken@ma.city.hikone.shiga.jp

〒522-8501 彦根市元町4番2号

1. 制度の概要について

(1) 制度の概要

ア 目的

この制度は、「公正な採用選考の実施」と企業内における「人権研修の実施」という2つの取組を通して、「人権尊重の精神に基づいた企業活動」と「働きやすい職場づくり」を押し進めることを目的としています

イ 対象企業

滋賀県では、従業員数が20名以上（非正規雇用を含む）の事業所・企業内に、事業所内公正採用選考・人権啓発担当者（以下、「担当者」とします。）を設置いただくこととなっています。

ウ 届出制

担当者を設置いただく際には、「事業所内公正採用選考・人権啓発担当者等設置届」という書類を彦根市人権政策課にご提出していただくようお願いしています。

すでに設置されている事業所についても、新年度も引き続きこの取組をご継続いただけるかという意思確認を行うため、毎年4月頃に、対象企業に対しこの届と「事業所内人権問題研修等年間計画書」（年間通じて企業として取り組まれる研修等の計画を記載する書類）をお送りしています。

※届出に記載いただいた情報は、この制度に関するやりとりのほか、人権に関する様々な研修・イベント・ご案内（男女共同参画・女性活躍に関するものを含む。）をお知らせするために使用させていただきます。

(2) 制度発足の経緯

この制度は、昭和52年（1977年）に全国に先駆けて滋賀県で発足した制度です。制度発足の背景には、「部落地名総鑑事件」と呼ばれる事件がありました。

《部落地名総鑑事件》とは

昭和50年（1975年）、被差別部落の地名・所在地などが記載された「部落地名総鑑」と呼ばれる書籍を、全国各地の企業が購入していた事実が発覚しました。購入の動機は、採用において部落出身者を調べることであり、重大な差別事件として国会やマスコミなどでも大きく取り上げられました。

部落差別に対する理解不足から起こったこの事件をきっかけに、各企業内に「事業所内公正採用選考・人権啓発担当者」を設置し、公正な採用選考体制の構築と社内における人権研修の充実を図ろうとするこの制度が生まれました。

その後、こうした取組は全国に広まり、部落差別のみならず様々な人権課題を含めて啓発する制度へと発展し、今に至ります。

2. 事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の役割について

担当者の方には、自社内における「公正な採用選考システムの確立」と「様々な人権課題について正しい理解を深めるための仕組みづくり」を先導していただくこととなります。

具体的な取組は、以下のとおりです。

(1) 企業を取り巻く様々な人権問題についての正しい理解

こうした取組を進めるには、様々な人権課題について正しく理解していることが必要です。

彦根市では、毎年6月頃に担当者向けの研修会を開催しています。また、滋賀県や彦根公共職業安定所、滋賀人権啓発企業連絡会（企業の有志団体）などが年間を通じて様々な研修を実施しています。

こうした研修会の案内があった際は、できる限り参加していただき、担当者として、人権意識の高揚に努めてください。

(2) 公正な採用選考システムの確立とその運用

採用選考を実施する際には、応募者に広く門戸を開き、応募者本人の「適正」と「能力」のみに基づいた公正な選考を行う必要があります。担当者は、こうした視点から、自社の採用選考方法が公正なものであるか、また、実際の運用に問題がないかを今一度確認してください。

特に、採用選考時に面接を実施している企業等については、面接質問の設定に注意してください。面接時に不適切な質問などをしてしまうと、公共職業安定所を通じた求人を制限されることがあります。厚生労働省が発行する「公正な採用選考をめざして」や滋賀県が発行する「採用にあたって」などを参考にしながら、適正な質問の設定や評価表・評価基準をあらかじめ作成するといった取組を進めていただくようお願いします。

採用選考が公正なものとなるよう、事業所内での事務的な責任者としての役割を担っていただくため、原則として人事、労務に関する事項について、相当の権限を有する方の中からの選任をお願いしています。

(3) 社内での人権問題研修の推進

働きやすい職場づくりを進めるには、経営者や管理職はもちろん、企業活動に関わる一人ひとりが人権意識を高めることが大切です。担当者は、全社員の人権意識の向上に向けて、企業としての研修体制の整備と研修の実施に努めることが求められます。

勤務体制が企業ごとに異なるように、研修体制は多様であって構いません。集合研修はもちろんのこと、朝礼などの短時間を利用して人権啓発を行うことも有効です。研修内容についても、部落差別、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人といった主たる人権課題のほかに、ハラスメントの防止やメンタルヘルスケアなど、企業特有の人権課題を取り扱うことも非常に有効です。

重要なのは、それぞれの企業に応じた柔軟な方法で継続して取り組むことです。

(4) 身近な人権相談役

令和2年（2020年）6月に通称「パワハラ防止法」が施行され、令和4年（2022年）4月からはすべての企業においてハラスメント相談窓口の設置が義務化されました。

こうした窓口については専門家をお願いされる企業も多いことと思いますが、「もっと身近な人に相談したい」というケースもあるかもしれません。担当者がこうした従業員の職場での悩みにアンテナを張り、率先して声をかけることができれば、「誰一人取り残さない」職場づくりができるのではないのでしょうか。

(5) 行政との連携役

以上のような取組を後押しするために、彦根市では、様々な研修会の案内や社内での研修にお使いいただける資料などを送付させていただいています。また、毎年7月から秋頃にかけて直接企業にお伺いし、取組の状況や企業のお悩みをお聞かせ願う機会も設けています（企業訪問）。

こうした際には、まず担当者の方にご連絡をさせていただく予定ですので、ぜひともご協力をお願いします。

3. 企業訪問について

(1) 企業訪問の概要

彦根市では、前述のとおり毎年7月から秋頃にかけて「企業訪問」を実施しています。滋賀県では、毎年7月を「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」として定めており、県下一斉でこうした訪問活動が実施されることとなっています。

企業訪問には、市職員の他に、彦根公共職業安定所、大津地方法務局彦根支局、彦根労働基準監督署および彦根商工会議所など様々な公的機関の職員が当たることとなっています。

(2) 企業訪問までの流れ

訪問前には、企業訪問についての依頼文を各社あてに送付します。その後、上記の公的機関の職員が電話等で日程調整のご連絡をさせていただき、日程が整いましたら実際に訪問させていただくという流れになります。

(3) 企業訪問時

訪問時は、事前に送付する調査用紙（滋賀県様式「事業所内公正採用選考・人権啓発推進状況調」）に基づき、採用選考の状況や研修等の実施状況などをお聞かせ願います。時間は、およそ30分から1時間程度です。

4. 事務手続（関係書類）について

ご多忙のところ恐縮ですが、担当者設置事業所には、以下の書類をご提出いただくこととなっております。いずれも重要な書類ですので、必ずご提出いただきますようお願い申し上げます。

(1) 年度当初にご提出いただく書類

ア 事業所内公正採用選考・人権啓発担当者等設置届（設置届）… 年 1 回

新年度における担当者の情報（氏名やEメールアドレスなど）をご提供いただくほか、事業所として新年度も取組意思があることを確認させていただく**最も重要な書類**です。

したがって、担当者に変更がない場合も、必ずご提出ください。

イ 事業所内人権問題研修等年間計画書（年間計画書）… 年 1 回

事業所内での取組を確実に進めていただくために、年度当初には事業所として研修の年間計画を立てていただくこととしており、この書類をもって年間計画をお知らせいただきます。

社内研修の実施が難しい場合は、社外研修に参加することも有効です。社外研修については、昨年度に県や市が実施した研修一覧をお付けしておりますので、こちらを参考にしてください。

(2) 年度途中にご提出いただく書類

ア 事業所内人権問題研修実績報告書（実績報告書）… 年 2 回

年度当初にご提出いただいた年間計画について、実際に研修が実施されたかどうかをご報告いただく書類です。

4月から9月までの上半期、10月から翌年3月までの下半期の2回に分けてご報告をお願いしています。各期間終了時には、彦根市から報告依頼を送付しますので、期日までにご報告いただきますようお願いいたします。

《スケジュール》

	上半期	下半期
研修実施期間	4月～9月	10月～翌年3月
実績報告書提出期限	10月末	翌年4月末

イ 事業所内公正採用選考・人権啓発推進状況調（状況調）… 年 1 回

企業訪問前に送付する書類です。訪問時にお聞かせ願いたい事項などをあらかじめアンケート形式にしたもので、滋賀県にて作成された県下統一様式となっております。

滋賀県下における商工行政各般の基礎資料ともなるため、必ずご提出いただきますようお願いいたします。

※企業訪問時に、訪問者と一緒に作成いただくことも可能ですが、質問事項が多岐にわたることから、事前にご作成いただくことを推奨しています。

5. 企業内人権啓発にかかる彦根市の支援策について

最後に、彦根市では、企業内人権啓発にかかる支援策として、以下のような体制を整えています。また、個別相談等も随時受け付けていますので、どうぞお気軽にご相談ください。

(1) 啓発資料の提供・貸出

- 彦根市企業向け人権啓発資料「Be Happy」(提供)

毎年、彦根市が企業向けに作成している啓発資料です。企業訪問時に配布しているほか、市ホームページからもダウンロードが可能です。

- 彦根市人権啓発冊子「ゆきどけ」(提供)

毎年、彦根市が地域での人権学習用に作成している資料です。一般市民を対象に作成しているものですが、企業でもご活用いただけます。

- 人権啓発DVDおよびビデオ(貸出)

人権問題研修等でご使用いただける人権啓発教材です。様々なテーマに関するものがあり、一覧は市ホームページでご覧いただけます。貸出にかかる費用は無料ですが、申請書の提出が必要です。申請書は、市ホームページからダウンロードが可能です。

- はーとふるメッセージ入賞作品パネル(貸出)

毎年彦根市が実施しているはーとふるメッセージの入賞作品をパネルにし、貸し出しています。人権問題研修のほか、社員食堂等の共用スペースでの展示にもご活用いただけます。貸出にかかる費用は無料ですが、申請書の提出が必要です。申請書は、市ホームページからダウンロードが可能です。

(2) 社内研修(人権問題研修)への講師の派遣

各企業が社内で実施される人権問題研修に、講師(人権啓発指導専門員)を派遣します。日時、場所および内容等は相談に応じます。派遣にかかる費用は無料ですが、申請書の提出が必要です。申請書は、市ホームページからダウンロードが可能です。

(3) 各種研修の開催

彦根市では、年に数回、担当者や経営者を対象とした研修会を開催しています。時期が近づきましたら、担当者あてに案内文を送付させていただきます。

また、個別の案内に加えまして、市ホームページでは、滋賀県や彦根公共職業安定所など他機関が開催する研修会も併せて掲載しています。各種研修会の開催がわかり次第、随時更新してまいりますので、定期的にご確認ください。